

2006(平成 18)年度 法学既修者選考試験問題

# 民法

(120 分、総点 150 点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

## 注意

- 1 . 問題用紙は、表紙をふくめて 4 ページで、問題は 3 問ある。
- 2 . 解答用紙は 3 枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
- 3 . 下書き用紙として、白紙を 1 枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4 . 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5 . 問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6 . 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7 . 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8 . 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

BはAの所有する土木機械1台を盗んで中古土木建設機械の販売業者Cのもとに持ち込み、Cはそれを買い取った。DはCからこの機械を購入して引き渡しを受け、土木工事に使用してきたが、購入の1年後にAから返還請求を受けた。なお、この機械は建設機械抵当法にもとづく登記がなされたものではなかった。

- (1) DはAの返還請求に応じなければならないか。また、応じなければならない場合には、返還までの使用利益の取り扱いはどうなるだろうか。(30点)
- (2) Bが、Aから盗んできたこの機械を、かつてAから別の土木機械の売却を依頼された時に交付された委任状を用いてAの代理人と称してCに売却した場合には、DはAの返還請求を拒みうるか。(20点)

## 第2問

酪農業を営むAは、Bとの間で、Aの倉庫内のカマンベールチーズ（以下「チーズ」と記す）10トンにBに売る契約を結んだ。このチーズは、臭みがないがコクがあり、日本人好みの味であるとして評判のチーズであった。さて、前述の契約によれば、契約締結日から1週間後に、BがAの倉庫に来て、5トンのチーズをその分の代金と引き換えに受け取り、さらにその引渡日から1週間後に、やはりBがAの倉庫に来て、残りの5トンのチーズをその分の代金と引き換えに受け取ることとなっていた。Bは最初の5トンのチーズを代金と引き換えに受け取ったので、AはBに残りの5トンのチーズをすぐに引き渡せるように作業員を手配して待っていたが、約束の1週間が過ぎてもBは受け取りに来なかった。AはBに早く受け取りに来るよう催促したが、Bはチーズの品質が悪いとって受け取ろうとしない。このとき、次の問い(1)(2)に答えよ。なお、商法の適用については考えなくてよい。

- (1) Aはチーズの品質の劣化を恐れ、また、保管のコストもかかるので、Bとの契約を解除して5トン分のチーズをCに売却したが、品質劣化のため、Bとの売買契約上の代金の8割でしか売れなかった。AはBに差額分の損害賠償を請求しうるか。(25点)
- (2) AがBとの契約を解除する前に、当該倉庫が隣家の火災からの延焼で焼失し、チーズも全部燃えてしまった。このとき、AはBに残りのチーズ5トン分の代金を請求しうるか。(25点)

### 第3問

A・B夫婦は、Cの産んだ生後間もないDを自分たちの嫡出子として出生届をし、以後実親子同様の生活を続けていた。

- (1) A・B夫婦はその後Eを養子とし、A・B・D・Eで20年以上円満に生活を続けてきたが、A死亡後、D・E間で相続争いが起こったため、縁組当時からDがA・B夫婦の実子でないことを知っていたEは、DとA・Bとの間に親子関係は存在しないことの確認を求める訴えを起こした。この訴えは認められるか。(25点)
- (2) Cには他に実子Fがいたが、Fは、Dの存在をまったく知らなかったため、C死亡後、相続不動産を単独で占有していた。他方、Dは、自分がCの子であること、しかし、Cはすでに死亡し、その相続不動産はFが単独で占有していることを知った。そこで、その事実を知って6年後、DはFに対して遺産分割を申し入れた。Fはこれに応じなければならぬか。(25点)